

船橋市保育のあり方検討委員会提言書 資料編（案）

一次報告書（抜粋）

船橋市保育のあり方検討委員会

一 次 報 告 書

平成22年8月

はじめに

船橋市保育のあり方検討委員会では、乳幼児と子育て家庭の支援にかかる市内の実践者や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を集中して行いました。このような機会は船橋市では今までになく、こうした機会が重要であること、今後もこうした情報交換、状況の分析、保育のあり方の議論が必要であることがたびたび語られました。そして、議論の場は市民や関係者の皆さんに広く公開し、そうした中でも委員の皆さんのが議論しやすい環境をつくる工夫もしました。委員の皆さんには、緊張した雰囲気ではありましたが、積極的に意見を発言していただけたことに心から感謝します。

保育のあり方については、立場によって意見が異なります。とりわけ、認可保育所に入園でできている人とできていない人、認可保育所を利用しないで幼稚園やその他の施設を利用していく人たちとではその立場は大きく異なります。けれども、保育所は児童福祉施設であり、実態として支援をしなければならない子どもや家庭が急増している現状では、市の行政責任としてその役割を果たさねばなりません。

このように、現状認識や課題の抽出において、それぞれの立場の違いが明らかとなり、議論が十分に深められなかつた部分があります。そのため、一次報告書ではこれまでの議論を無理に集約することをせず、論点の記述にとどめました。

特に、幼稚園、認可外保育施設については議論ができておらず、それらの施設から参加した委員が議論の場で違和感を抱いたという気持ちにも応えるため、今後は、幼稚園や認可外保育施設を利用する子ども達への支援を含めた議論が必要です。

委員会での議論を契機とし、公立保育所、私立保育所、幼稚園、認可外保育施設それぞれの施設の実情、特性、制度的背景、課題について相互理解と交流を深め、さらに役割分担や連携について、乳幼児と子育て家庭全体を視野に入れての検討をすべきと考えます。

また、公立保育所と私立保育所は、国の制度の法律による枠組みや実施基準は同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもありません。お互いに、限られた情報を基に批判するのではなく、偏見をなくし、船橋市の保育をよりよいものにするために、お互いの力が発揮できる点を生かし、力を合わせていく必要があります。その前提で公立保育所の役割、私立保育所の役割を議論しました。

公立保育所の民営化については、有識者委員からは、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、新しい保育サービス、新しい保育枠などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必要があるという意見が出され、それに対して、他の委員の一部からは民営化という手法自体への疑問や民営化により保育の継続性が断たれることによる子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見がありました。

いずれにしても、船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうこと、本委員会は市への考え方を提案する役割が

あり、決を採るという権限を持つものではないことから、この論点については、協議の大方の方向を報告すると同時に、賛否意見の特徴的なものを記すことにしました。

また、民営化の移行期における様々な配慮は不可欠ですが、民営化に反対する立場からは、民営化ありきの「配慮」について記載すべきではないという意見が出されました。しかし、民営化については行政が最終判断をすることであり、他の自治体で行われた、十分な配慮がなされない民営化の事例を参考にすることで、判断がゆがむ恐れがあることから、会としては十分な配慮の必要性に言及しておきます。

本報告書では、最初に、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえた、これから保育のあり方について、市から検討を求められた3つの論点につき報告します。

次に、検討に当たり、委員として参加されている子育て支援関係者や保護者の相互理解を深め、議論を進めやすくするために、まず、委員全員からの報告を受ける中から、船橋市の保育の現状や課題を明らかにしました。それを基に、3つの論点を意識しながらも、これから保育のあり方を実現するのに必要と思われる5つの視点から議論を行いました。それを提言としてまとめています。

委員の皆さんには、隔週半日という過密なスケジュールであったにもかかわらず、本務を調整して熱心に参加され、意見交換をしてくださいました。

この報告書を参考にして、市として、すべての子ども達の育ちを見守り、支えるために、提言を見据えた施策の決断と、それに基づいた展開を望みます。

平成22年8月25日

船橋市保育のあり方検討委員会

会長 森 田 明 美（東洋大学社会学部教授）

船橋市保育のあり方検討委員会一次報告書

I 市より検討を求められた論点について

1. 公立保育所、私立保育所の役割

保育のあり方検討委員会では、市内の乳幼児期の保育や教育、子育て支援に関わる実践者の代表や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を行い、支援の現状や課題の認識、抽出においてそれぞれの立場の違いが明らかになった。そのような中で公・私立保育所の役割について議論を始めた。

公立保育所と私立保育所は、国の制度や法律による枠組みや実施基準が同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもない。保育所はその運営主体にかかわらず、子ども達の健全な心身の発達を図る児童福祉施設として、保育所保育指針に基づき、その役割を十分に果たすことが求められる。

船橋市においては、これまで公立保育所と私立保育所がともに、認可保育所の役割を担ってきた経緯があり、これからも、地域の子どもや子育て家庭が求める保育サービスの提供に、一体となって取り組んでいく必要がある。

だが、公立と私立は運営主体が異なっており、それが保育を行う際の特徴につながっている。市内に保育所の利用を希望するが入所できない待機児童や、児童福祉の観点から多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状では、こうした特徴を生かした保育所の役割分担と協働を考えることが重要である。

公立保育所は、公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を發揮させ、例えば市内をいくつかのブロックに分け、そこで公立保育所が拠点としての機能を持ち、引き続き対応が困難な子どもや家庭への直接支援、又は地域の様々な保育機関が行う支援に対して援助するといった役割を担うことが求められる。

私立保育所は、地域に根ざしてそれぞれの理念に基づいて特色ある保育を実践し、また、保護者のニーズに対応する休日保育や一時保育に取り組んできている。今後も公立保育所と連携しながら、市の保育課題を実現するために、地域の子どもや子育て家庭が必要とする認可保育所の役割を柔軟にかつ機敏に担っていくとともに、とりわけ一時保育（預かり）の拡充が望まれる。

なお、今後は公・私立保育所だけではなく、多様な保育サービスの一翼を担う認可外保育施設や幼稚園等を含めて、施設間の相互理解と交流を活発に行い、保育の質の担保に努めるとともに、地域の子ども達や家庭を支えていく必要がある。

2. 保育の質の向上

保育は子どもの健やかな成長発達と保護者の生活の双方の支援を実現するものであることを考えると、保育の質の多面的な検討が求められる。とりわけ保育は保育の環境として、園舎等のハードの設備も重要であるが、直接保育にかかわる保育士や子どもの集団なども大きく影響する。

そうした意味で、保育の質の向上のためには、保育士等の専門性の確保といった人的な環境整備と、建物などの環境整備が必要である。認可保育所ではいずれも国の最低基準を順守しているものの、入所定員の円滑化により保育所定員の最大 125 パーセントまでの入所受入れを行っており、保育内容においても施設面においても余裕がない。また、市の財政状況が厳しい中、公立保育所では、責任体制を考えたときに保育士の正規職員比率の低下をどこまで許容できるのかといった指摘や、耐震強度の不足による建替えなどの課題があり、人材や予算の有効的な活用や質を担保する方法を考える必要がある。

そのためには、例えば保育環境の整備と実践のためのガイドラインづくりや、それを実現するための研修や指導支援の体制整備といった保育の質の担保の方策と、事業の質的評価が必要である。こうしたことを実現するためには、地域の保育所、幼稚園や認可外保育施設等の保育者が行政を含めて連携し、研修や情報交換などを行うことが望まれる。

3. 公立保育所の民営化

保育所入所希望者の量的な拡大とサービス内容の拡充は、都市部の多くの自治体の課題である。また、保育所の整備や運営に対する国の補助制度が運営主体により異なる形に変更され、公務員定数の削減が進む中で、いくつかの自治体が財政の効率化や職員削減策の一つとして、公立保育所の運営主体を市から社会福祉法人などに変更する民営化を進めてきた。

これまで、船橋市は公立保育所と私立保育所で保育行政を担うという方法で進め、民営化という形で、従来市が運営してきた保育所の運営者を切り替え、法人の運営による保育所することはしてこなかった。

市では、これまで保育需要の増大や保育サービスの多様化などに対応するため、必要な予算の獲得に努めており、保育に要する経費は、平成 22 年度当初予算で年間 110 億円の規模となった。しかしながら保育需要は予測を超えた伸びをみせており、待機児童は平成 22 年 8 月現在で 734 人と依然増加を続けている。しかもその対象は 0 ~ 2 歳児が 8 割強を占める。在宅で子育てをしている家庭において、母親の早期からの就労への復帰のみならず、育児不安の高まりや、子育てで緊張が強まる中で、子どもと少しは離れたいという気持ちを持つ母親が増えてきていることが指摘されている。また、障害児や発達支援児のいる家庭においても就労のための保育が必要となることが増えている。

保育行政においては、最重要課題である待機児童対策のほかにも、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援など、保育の量は急増し、また、求められる保育サービスの種類は多様化している。

市として取り組むべきこうした課題に的確に対応していくためには、国の補助制度を有効に活用しつつ、限りある人材・予算を効率的に配分する必要がある。そのため、船橋市では、市の財源中心で運営してきた公立保育所を、国費の投入が可能となる法人の運営に移行する、すなわち民営化という方策を議論することは避けて通ることはできないという認識から、協議を行った。

有識者委員の意見は、待機児童対策や子育て支援策等への要望が今後ますます高くなると予想される中、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、新しい保育サービス、新しい保育枠などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必要があるというものであり、それに対して、他の委員の一部からは民営化という手法自体への疑問や民営化により保育の継続性が断たれることによる子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見が出された。

だが、公立保育所の民営化は、船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうことから、結論を出すということまではできなかつた。

なお、仮に市が民営化を行うと判断するのであれば、利用者の理解を得るためにも、民営化の手法を検証し、よりよい方法を考え、利用者に十分に説明することが必要であるとともに、民営化の移行期や移行後の児童への配慮及び移行後の事業の質的評価のシステムづくりが不可欠である。特に、民営化の移行期は、司法の場での事例を含め、先行自治体の課題や配慮点を確認し、丁寧に対応することが求められる。

公立保育所の民営化について、具体的に進めるべきであるという意見、反対する意見をまとめると以下のようになる。

◇ 賛成意見

- ・公立保育所は私立保育所より格段にコストがかかっている。保育所の待機児童対策、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援に対して、限られた予算の中で重点的、効率的に対応するために、公立保育所を一部民営化すべきである。
- ・就学前児童のうち8割近くを占める保育所に入所していない子ども達に対しても、市の限られた人材・予算を振り向けるべきである。
- ・耐震整備や老朽化による建替えを公設で行うと全額市負担であるが、民設で行うと国の補助が得られる。

- ・公立保育所の正規職員比率は低下している。公立保育所の民営化により正規職員を再配置することで、責任を持った保育体制の維持を図ることも検討すべきである。
- ・発達支援保育が主に公立保育所で行われているという現状はあるが、私立保育所に対する補助制度を検討するなどにより、私立保育所でも実施は十分可能ではないか。
- ・民営化について、子どもへの影響があると決めつけることはできないし、司法の場や先行自治体の事例等を参考にして十分に配慮することにより、影響を抑え、保育の質を担保することができるのではないか。

◇ 反対意見

- ・民営化により財政効果が出るのかどうか、また、民営化という手法そのものの検証が不足している。
- ・財政効果のためだけに、子どもへの影響が懸念される民営化を行うことに疑問がある。
- ・発達支援児の待機児童がいる中、公立保育所が主に担っている発達支援保育の実施施設を減らさないため、公立保育所を減らすべきではない。
- ・民営化は、移行期において継続性が断ち切られるので、保育の質が担保できないのではないか。
- ・保育所利用者には、入園してから卒園まで、同じ保育所で保育を受けるという期待があるため、それを強制的に中断することは、行政訴訟の対象になる。
- ・民営化をしなくとも、定年退職等により職員が入れ替われば人件費が抑制されるのではないか。

Ⅱ 保育のあり方に関する提言

委員会で市から検討を求められた3つの論点について議論を深める前提として、子ども達の置かれた現状と課題を明らかにした上で、保育所の待機児童対策をはじめとする5つの視点から議論を行ったので、その結果を提言することにした。

「保育」というと、保育所入所児童だけに目が向きがちであるが、実は、就学前児童の8割近くが保育所以外の場所で育っている。そして、特に保育所にも幼稚園にも通っていない家庭で、育児の疲れや不安が高まっているとの指摘もある。市は保育所に入所していない子どもやその家庭にも、もっと目を向けるべきであり、それが行政の責任であるとも言える。市としてすべての子ども達の育ちや家庭を見守り、支えるために、提言を見据えた施策の展開を望む。市の財政状況が厳しい中で施策を展開するため、公立保育所の民営化にかかる議論も参考にして、限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。

1. 保育所に入所を希望しているが入所できない待機児童への効率的な対応

◇ 提言 ◇

- <1> 保育所待機児童への効率的な対応
- <2> 一時保育制度の見直し
- <3> 家庭での子育ての支援

<1> 保育所待機児童への効率的な対応

待機児童への対応は、保育行政における市の責任であるが、保育所定員増を図っていても、待機児童数は増加傾向にある。特に0～2歳児の待機児童が多く、育児休業を取れる職場に勤務する人の中で、育児休業からの職場復帰の前倒しや、0歳で育児休業を1回延期して1歳で認可外保育施設に入れて復帰するということが起きている。また、待機児童が多い中、求職による保育所入所が難しくなっている。今後も、こうした分析結果を踏まえ、認可保育所の定員増を図るとともに、認可外保育施設や幼稚園をはじめとするその他の施設なども視野に入れた、さらなる対応について検討する。

○委員意見

- ・市は、保育所入所希望者全員を保育する責任があり、待機児童がいる状況では、責任を果たしたと言えない。
- ・財源に限りがあるため、金銭給付とサービス給付のバランスを図りながら、保育所の質と量を確保しなければならない。そのためには、公立保育所の民営化も選択肢の一つである。
- ・認可保育所の新設にあたり、設置数の公私比率を変えないように、公立保育所も新設する。
(反対) 現状では、公立保育所という箱モノを増やすことに市民の了解が得られない。
- ・保育所の0～2歳児枠の拡大のため、乳児保育所設置や年齢別定員構成の見直しを検討する。
- (意見) 3歳以降の行き場を考える必要がある。
- (関連) 鉄道沿線の幼稚園では、待機児童が出ている。

- ・幼稚園の預かり保育の充実や幼稚園就園助成金の増額により、保育所に在籍している3～5歳の児童の一部が幼稚園に就園することが可能になり、0～2歳の保育所待機児童の解消になるのではないか。
- ・幼稚園の預かり保育は、特に長期休暇中、幼稚園経営者にとって人件費の負担が重いので、費用のあり方を検討してほしい。
- ・認可外保育施設が待機児童の受け皿としても機能しているので、通園児補助の拡大や施設への補助を検討したらどうか。
- ・保育所の0～2歳児の拡大を公立で担うのは財政状況からは難しく、質が十分保たれるのであれば、民営化という方向性を考えいくべきである。
- ・保育の質の低下につながるのであれば、保育所運営コストの節約によって保育の量を確保するのは、認めがたい。
- ・保育所の入所円滑化（最大125パーセントまでの入所）による待機児童の解消は限界がきており、保育所の増設が不可欠である。

<2> 一時保育制度の見直し

育児休業制度、短時間勤務制度等を活用した働き方や求職活動での利用がしやすいように、一時保育実施施設を増やすとともに、利用日数の拡大、求職利用枠の設置など、制度の見直しを図る。

○委員意見

- ・一時保育の事業評価を行い、利用しやすさを点検する必要がある。

<3> 家庭での子育ての支援

地域社会とのかかわりの希薄化、家族状況の複雑化、父親の長時間労働などにより、孤独な子育てを強いられ、育児不安が生じている母親が多く見受けられる。その中には、子どもを自分の手で育てたいとは思っているが、ときには子どもと離れたいという気持ちから、保育所の利用を望む人もいる。保育所の地域の子育て支援策を推進するとともに、一時保育の充実などにより「家庭での子育て」を支援することが必要である。

○委員意見

- ・子どもから離れたいから就労し、保育所入所を希望するというニーズもあるので、待機児童対策として保育所の地域の子育て支援策も考える。
- ・一時保育は、利用しやすいように各地域での実施が望まれるが、少なくとも1中学校区に1か所での実施を望む。

<その他の委員意見>

- ・多様な働き方と今の保育制度が合わなくなってきており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていないため、様々な利用形態で保育の枠をシェアする方法を考えられないか。
(反対) 保育所は毎日通園することで小学校までの基礎を培う発達保障をする場である。
(上記に反対) 毎日通園を原則としなくても子どもの成長発達を保障することはできる。

2. 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方

◇ 提言 ◇

- <1> 保育所の機能強化
- <2> 子育て支援ネットワークの構築
- <3> 身近な相談体制の整備

<1> 保育所の機能強化

家庭環境等の変化等により、未就園児の母親は子どもの育ちに不安を感じがちであるため、保育所の園庭開放、地域交流の充実を図り、保育所を身近な育児相談の場として機能させる。また、少しの時間でも子どもと離れたいという気持ちに対応し、一時保育を使いややすくして各地域で実施する。

○委員意見

- ・保育所の一時保育や園庭開放の場などを、身近な育児相談の場として利用する。

<2> 子育て支援ネットワークの構築

子育て支援センターや児童ホーム、保育所の地域交流は、在宅の乳幼児と親が利用し、地域の親子が集う場となっているが、子育て支援施設の機能、施設やその立地条件が必ずしも親のニーズに対応しきれているとは限らず、地域によっては未就園児へのサポートが十分とは言えない。子育て支援施設を有機的に連携させ、役割を調整することが必要である。

○委員意見

- ・各子育て支援施設が有機的に連携し、地域とネットワークを組むことで、きめ細やかな支援ができる。
- ・相談事業や健康診査に来られない家庭と支援をつなぐ、コーディネーターが必要である。

<3> 身近な相談体制の整備

総合相談窓口といったワンストップの相談はわかりやすいが、その窓口の存在を認識できなかつたり、そこにたどり着けない人もいるため、身近な相談・支援体制が求められる。

○委員意見

- ・子育て支援センター、児童ホームや保育所等の子育て支援施設を利用していない子育て中の家庭の中には、問題を抱えており支援が必要な家庭がある。
- ・子育て支援施設を利用している家庭で、問題を抱えつつもそれを意識していない家庭もあるため、職員が問題発見の力を持つことが必要である。

<その他の委員意見>

- ・育児相談に加えて、子どもの自由な遊びや育ちを支援する場所がほしい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

3. 保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制

◇ 提言 ◇

- < 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実
- < 2 > 障害児・発達支援児支援の充実
- < 3 > 児童虐待対策の強化

< 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実

生活保護世帯、児童虐待家庭、障害児、ひとり親、外国人など、保護や支援を必要とする子どもや家庭に対して様々な支援がなされているが、生活の中での具体的な支援は、保育所をはじめとする地域の子育て支援施設が機能しないと難しい。既に保育所では保護や支援の必要な多くの子どもを受け入れ、職員は親の悩みを受け止め、見守りや、ときには支援をしている。既存の子育て支援施設と人材、積み重ねられた経験を有効活用し、地域における要保護・要支援状態からの回復と予防のための仕組みを検討する。

○委員意見

- ・要保護・要支援児童や家庭の支援では、各機関が連携し、段階を分けて、初期相談・発見、コーディネート、その後の専門的ケアのシステムを考えるべきであり、発見や初期ケアには民生委員等の地域や保健師の力を借りる。
- ・各子育て支援施設が連携し、地域とネットワークを組むことで、子どもにしっかりと目が届き、早期発見や予防を行うことができる。
- ・訪問により在宅子育て家庭の子どもの育ちを見守り、支援するシステムをつくれないか。
- ・保育所に子どもや家庭への専門的支援を行う子育てコーディネーターを置けないか。
- ・保育所保育士は、子どもの保育だけではなく、親や家庭の支援を行う必要もある。
- ・一時保育制度の再検討により、救済や支援の仕組みがつくれないか。

< 2 > 障害児・発達支援児支援の充実

障害児を持つ家庭には、療育施設での療育のほか、療育施設への単独通園、リフレッシュのための一時保育、就労のための保育所入所等のニーズがある。そのため、保育所の障害児受け入れ枠の拡大と内容の充実などを検討する必要がある。

○委員意見

- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所や幼稚園では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができる。
- ・母子分離したくて、保育所に入れるために求職する人もいる。
- ・発達支援児を施設に入るだけではなく、0～3歳では保育士や保健師などによる訪問支援をし、それから受け入れ先を選ぶという機能があってもいいのではないか。

<3> 児童虐待対策の強化

子育て支援施設は、児童虐待の早期発見の場として重要である。そのため、保育所をはじめとする子育て支援施設職員を対象に、児童虐待早期発見の技術向上のための研修や、予防・回復のための方法についての子育て支援施設全体でのケースカンファレンスなどを行うべきである。また、虐待対応では、場合によっては地域での見守りや支援の体制が必要である。

○委員意見

- ・家庭児童相談室相談員が訪問して、1対1でかかわるだけでは、虐待傾向の程度の把握が十分にできないし、経過が長くなる。
- ・子育て不安や虐待をするのではないかというおそれを感じている親を対象に、児童虐待の発生予防、発見、対応・リハビリ、次世代の発生予防の機能を持つ「親支援グループミーティング」を導入できないか。

<その他の委員意見>

- ・ひとり親や外国籍の家庭の中でも、特に未就園児の家庭が孤立しているため、交流会があるといい。

4. 保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携

◇ 提言 ◇

- <1> 子育て支援施設などの適切な役割分担
- <2> 子育て支援施設などの連携の強化
- <3> 保育施設の交流の促進

<1> 子育て支援施設などの適切な役割分担

多様な子育て支援ニーズに対応し、地域で子どもと家庭を支えるためには、公・私立保育所、幼稚園、児童ホーム、子育て支援センターなど関係機関が適切に役割分担しなければならない。特に、公立保育所及び私立保育所は、それぞれの特性を活かして充実を図ることが望まれる。

公立保育所は、家族的な課題を抱え支援を必要とする子どもと家庭の情報を共有し、地域での有効な支援を多様な行政機関との連携の中で行うことや、そうした支援を地域の民間施設、NPOや市民など、様々な子育て支援施設や人々のネットワークによって展開させるために、その地域での支援の拠点の役割を果たすことが求められる。

○委員意見

- ・民間にできることは民間で、民間でできないことをやるのが国及び地方公共団体である。
- ・公立保育所は、関係機関のパイプ役、地域の子育て支援の核として包括的な役割を担えないか。
- ・公立保育所を地域の子育て支援センターと位置付け、研修や情報交換などを行えないか。
- ・公立保育所の地域交流の場を利用して、社会に適応することが困難な面を持つ子どもと親のための教室を行えないか。
- ・公立保育所では、発達支援保育の充実を図るべきではないか。

- ・公立保育所が子育ての拠点としての機能を持ったり、発達支援保育の充実を図るためにには、新しい課題を担う保育士をどう確保していくかを考えなければならない。
- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができるところがある。
- ・公立保育所で緊急的な一時保育を担えないか。
- ・私立保育所を新設するときには、地域のバランスを考えて一時保育を行えないか。
- ・児童ホームの0～2歳児対象事業において、母親が気軽に相談できるように専門職を関与させるべきではないか。
- ・ファミリー・サポート・センター（一時的な預かり援助）で、病児保育やショートステイを行う可能性もあるのではないか。

<2> 子育て支援施設などの連携の強化

地域には様々な子育て支援施設があるが、施設の事業が重複するなど、連携が不十分な例がある。一方、職員が他の施設の情報を把握することで、必要な人に必要な情報が届くという例もある。

地域の子育て支援関係者が船橋の子育てについて話し、情報交換、問題共有できる機会をつくることで、地域に合った支援体制を整える。また、施設により専門性が異なるが、その専門性をうまく連携させることで、さらに市民のニーズに応えることが期待できる。

○委員意見

- ・家庭に合ったソフトを提供できるように、すべての機関の職員が、子育て支援に関する情報を共通に認知し、それをコーディネートすることが必要である。
- ・子育て支援にかかわる各課が情報を共有するために連携する。
- ・保育所の専門職が児童ホーム、公民館等に出向いて育児講座等を行うこともできるのではないか。
- ・公立保育所の資源、情報やマンパワーを地域で共有できないか。
- ・例えば、保育所を利用していなくて、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査を受けていないような子ども達に対し、保健部門と福祉部門が連携してかかわることが必要なのではないか。

<3> 保育施設の交流の促進

船橋市全体の保育を考えるのであれば、保育所だけではなく幼稚園、認可外保育施設などが一堂に会し、交流することも必要である。各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで、船橋市全体の保育の質の向上を図ることが望ましい。

○委員意見

- ・公立保育所を地域の子育て支援センターとして位置付けるのであれば、そこに地域の保育者が集まって研修や情報交換などをできないか。
- ・幼稚園、保育所の交流又は幼稚園、小学校、保育所の連携が必要である。

5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保

◇ 提言 ◇

- < 1 > 公立保育所の耐震対策
- < 2 > 保育の環境整備
- < 3 > 保育の質の担保

< 1 > 公立保育所の耐震対策

公立保育所の耐震対策は大きな課題で、保育サービスを低下させないでこれを行うのは財政的にも大きな負担を伴う。計画的かつ確実に行う必要があり、民設で建て替えることで国の補助が得られる現状を踏まえ、十分に検討すべきである。

○委員意見

- ・建替えを民設で行えば国の補助が得られるので、そのメリットを活かすのが市民のためもある。
- (反対)
 - ・公立保育所を民営化して耐震化をしなければならないほど財政がひっ迫しているのか。
 - ・発達支援児を多く受け入れている公立保育所の耐震建替えは、公設公営で行うべきではないか。
 - ・公立保育所の耐震建替え時には、一時保育室の併設が望ましい。
 - ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

< 2 > 保育の環境整備

私立保育所と公立保育所では、人件費や職員配置等に差があり、それが、例えば私立保育所で発達支援保育が十分にできないことにもつながっている。発達支援保育に要する費用など、私立保育所の補助制度のあり方を検討する必要がある。

○委員意見

- ・国の最低基準に栄養士の配置がないので、私立保育所では栄養士配置の財源の裏付けがない。
- ・私立保育所への補助金の充実により、公私間格差を是正すべきではないか。
- ・私立保育所では、看護師の配置に対する補助が限定的なので、公立同様に正規雇用の財源が確保できるとよい。
- ・認可外保育施設への補助制度の整備を検討すべきである。

< 3 > 保育の質の担保

I の「2. 保育の質の向上」でも触れたように、保育所入所定員の円滑化（最大 125 パーセントまでの入所）や、公立保育所においては保育士の正規職員比率の低下により、保育の質が担保できるのかという指摘がある。

そのような現状の中で保育の質を担保するためには、例えば保育のガイドラインなどの方策と、事業の質的評価が必要である。また、地域の保育の連携が望まれる。

○委員意見

- ・保育の質と保育のサービスの種類は同義ではないので分けて考えるべきである。
- ・行政、保護者、保育者等すべての人が少しづつ持ち出して、質の良い保育を維持してほしい。
- ・公立保育所での完全給食、栄養士・看護師の全保育所配置、加配保育士の制度の維持が望まれる。
- ・保育士の仕事はコミュニケーションを媒体とした発達の保障であり、また、発達を促す遊びの工夫などには、継続性と保育士としての経験年数が重要と考える。
- ・公立保育所は正規職員割合が低下し、臨時職員がクラスに入っているが、質の高いサービスを提供できているのか、また、責任体制を考えたときに許容できるのか。
 - (反対) 臨時職員が増えているが、研修や公開保育の実施により質は低下していない。
 - (関連) 公立保育所では正規職員と臨時職員の職務に違いがあるので、正規職員が少ないことによる負担感は確かにある。
- ・子どもの発達を促すためには、先を見通す保育が必要なため保育士の経験年数が重要であり、責任ある保育体制を維持するためには、正規職員の比率を高める必要があるのではないか。
- ・保育所の役割が広がるのであれば、保育士の専門性を向上させるとともに、こうした人材を確保していく策を検討する必要がある。
- ・保育所、幼稚園、認可外保育施設を含めて、病気、アレルギー又は障害を持つ子どもに対応できるような保育の質が求められる。

船橋市保育のあり方検討委員会一次報告書に対する市の考え方

I 市より検討を求めた論点について

1. 公立保育所、私立保育所の役割

公立・私立保育所はともに、認可保育所として、引き続き保育サービスを提供する役割を担うが、保育所の待機児童や、児童福祉の観点で多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状を踏まえ、新たな役割分担が必要であると認識している。

公立保育所は、「公」であることの特性を活かして、要保護・要支援家庭などへの支援を図るなど「地域における子育て支援」をより一層充実することが必要である。

私立保育所では、船橋市私立保育園協議会「一時保育・休日部会」の協力を得て、一時保育の利用拡大について検討を開始した。また、発達支援保育への取組みを促進できるように、補助制度のあり方を検討する。

また、公立保育所、私立保育所、認可外保育施設といった保育施設や幼稚園からなる協議会を新たに設置し、合同の研修、連携・交流を図り、地域の子どもたちや家庭を支える体制を構築していきたい。

2. 保育の質の向上

保育所の入所定員の円滑化により、保育内容や施設面での余裕がないことから、定員増を伴う保育所整備を引き続き進める。

保育の質の向上のためには、保育所保育指針を踏まえ船橋市の保育ガイドラインを各保育所の意見を調整しながら作成する。各保育所は、自己評価の取組みを積極的に行い、質の向上に努める。

また、前述の新たな協議会で「保育の質」についての協議、研究や研修を行うことで、市全体の保育の質の向上につながることが期待できる。

3. 公立保育所の民営化

公立保育所の民営化の是非については、一次報告書では両論併記であった。一次報告書について市民意見を募集したところ、条件付賛成はあったものの、反対意見が多く出された。主な反対理由としては、民営化の移行期等における子どもへの影響が心配である、私立保育所では若い保育士が多いが、若手からベテランまでバランスのとれた配置が望ましい、発達支援保育や食物アレルギー対応は公立保育所の方が充実している、などであった。

しかし、児童福祉の観点で多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている中、市としては今後、保育所等施設に通わない多くの子育て家庭への支援や虐待防止を強化する必要があり、喫緊の課題である保育所の待機児童対策を含め、そのための財源、人材をどのように生み出すのかを考えなければならない。その有効な方法の一つが公立保育所の民営化であると考えている。そのためには、民営化についての市民の疑問、不安を解消できるように、例えば、受託者選定方法、移行期の進め方、民営化実施後の配慮事項等について、公立保育所の保護者や職員といった当事者による話し合いの場を設け、検討する必要がある。

Ⅱ 保育のあり方に関する提言について

1. 保育所に入所を希望しているが入所できない待機児童への効率的な対応

市では、新設・改築等による認可保育所の定員増を行うことで待機児童対策を進めてきた。しかし、待機児童が多い地域ほど保育所新設用地の確保が難しく、今後、保育所整備が難航することが考えられる。

一方、子育てを取り巻く環境の変化により、子育て家庭の育児の疲れや不安の高まりがみられ、特に保育所にも幼稚園にも通っていない、在宅で子育てをしている母親にその傾向が強く表れている。在宅の子育て家庭への支援が十分になされないと子育てが苦しくなり、その結果、本来就労を望んでいないにもかかわらず、子どもと離れたいために就労して保育所入所を希望する親も現れてきているとの指摘があった。

以上のことから、認可保育所の定員増を進めるだけではなく、新たな待機児童対策や在宅子育て家庭への支援の強化など、様々な観点からの施策を検討する。

- ・新設・改築等による認可保育所の定員増
- ・認証保育所制度の検討
- ・家庭的保育事業（保育ママ）の充実
- ・幼稚園における長時間の預かり保育の協議
- ・船橋市私立保育園協議会「一時保育・休日部会」において、一時保育の利用拡大について検討を開始
- ・提言「2」を参考に、地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族への支援のあり方を検討

2. 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方

子育て家庭の育児の疲れや不安の高まりに対応するため、一時保育が有効であるが、実施場所の問題を含めて利用しやすさに問題があるのではないかという意見が多く出されている。

また、地域には様々な子育て支援施設・機関があるが、連携が不十分なのではないかという指摘があった。

身近な相談体制は、次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査（就学前児童）でも、「身近なところで気軽に相談したい」人が42.7%に上っていることから、対処すべき問題と認識している。

- ・船橋市私立保育園協議会「一時保育・休日部会」において、一時保育の利用拡大について検討を開始（再掲）
- ・公立保育所の「地域における子育て支援」を強化
- ・公立保育所における緊急的一時保育の実施を検討
- ・（仮称）地域子育て支援ネットワーク構築の研究
- ・公・私立保育所、幼稚園、認可外保育施設からなる協議会を設置し、地域の保育者の連携を図る
- ・公立保育所の子育てに関する相談機能を強化し、支援が必要な家庭への訪問や、健康診査会場への出張相談を検討
- ・地区社会福祉協議会の子育てサロン等への出張相談を検討

3. 保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制

保護や支援が必要な子どもや家庭に対し、生活の中での具体的な支援が求められている。その中でも、特に障害児・発達支援児への支援が求められており、発達支援保育が公立保育所に偏っているとの指摘がある中、私立保育所における補助制度のあり方を検討する。

また、児童虐待の増加は、緊急に対処すべき問題であると認識している。

- ・要支援家庭に対し、公立保育所の保育士等が必要に応じて家庭訪問等により支援
- ・公立保育所における緊急の一時保育の実施を検討（再掲）
- ・発達支援保育プロジェクト（保育課・療育支援課）において、重度心身障害児及び重度内部疾患児の受け入れ等について検討を開始
- ・私立保育所における発達支援保育の拡大を促進するため、補助制度のあり方を検討
- ・職員増員などによる、家庭児童相談室の機能強化
- ・家庭児童相談室が中心となり、児童虐待の早期発見のスキル向上等のための研修を実施

4. 保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携

保育所をはじめとする子育て支援施設等が適切に役割分担するため、それぞれの機関の機能を共通認識する必要があり、そのためにも、子育て支援施設などの連携を強化すべきであると考えている。

- ・公・私立保育所、幼稚園、認可外保育施設からなる協議会を設置し、地域の保育者の連携を図る（再掲）
- ・（仮称）地域子育て支援ネットワーク構築の研究（再掲）
- ・公立保育所における緊急の一時保育の実施を検討（再掲）

5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保

船橋市の保育行政にとって、保育所の耐震対策は、待機児童対策と並ぶ大きな課題であることから、今後も計画的に進める。

私立保育所での発達支援保育の実施は、市民からの要望も多く、補助制度のあり方を検討する。

また、市全体の保育の質の向上を図るとともに、保育の環境整備や質の担保のための方策を検討する。

- ・引き続き、公立保育所の耐震対策を進める
- ・私立保育所における発達支援保育の拡大を促進するため、補助制度のあり方を検討（再掲）
- ・保育所保育指針を踏まえた船橋市の保育ガイドラインを作成
- ・公・私立保育所、幼稚園、認可外保育施設からなる協議会を設置し、地域の保育者の連携を図る（再掲）

待機児童対策にかかる事業量・事業費試算

(受入児童数:各年度4月1日現在)

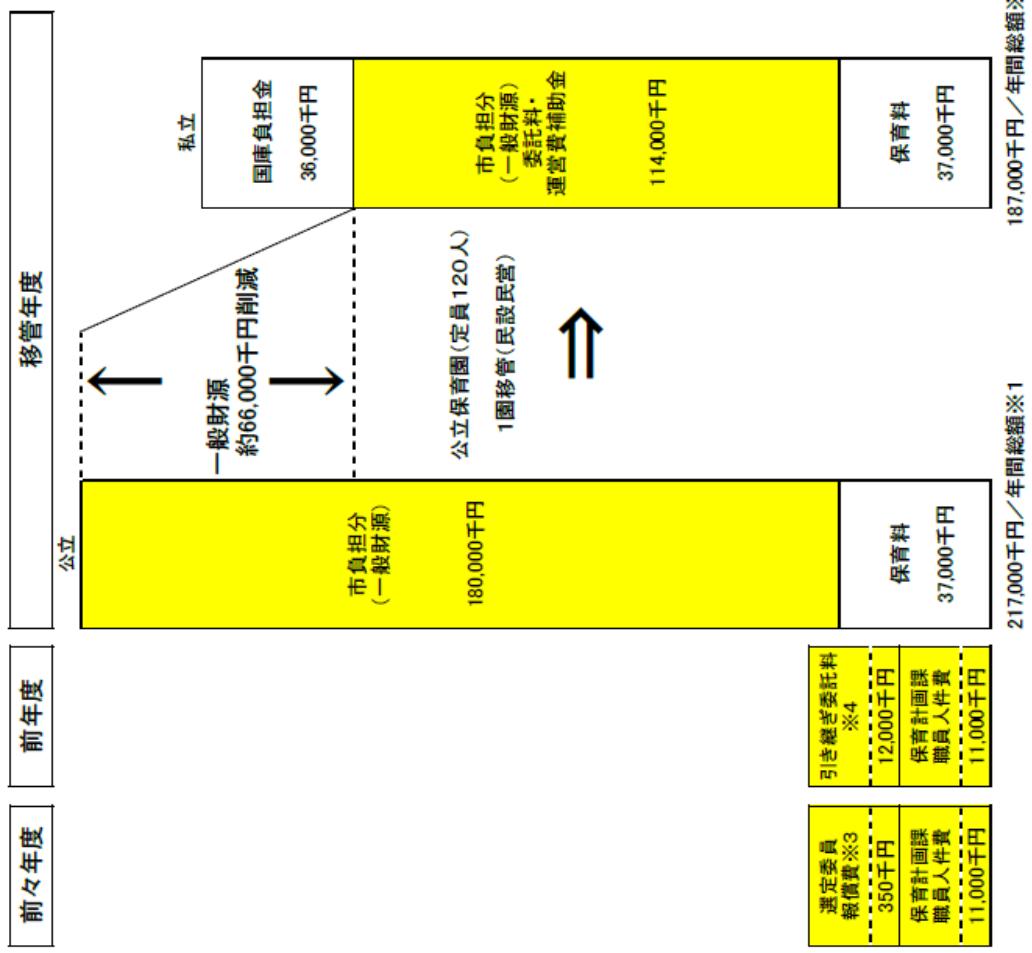
(単位:人、千円)

		22年度 (実績・予算)	26年度 (実績・予算)	対22年度増
保育所定員	あいプランに基づき算定した費用 (保育所入所児童数)	7,500	9,000	1,500人増
家庭的保育事業 (個人実施型)	受入児童数(円滑化1.1)	7,663	9,163	1,500人増
事業費(一般財源)	保育ママ受入れ児童数	20	75	55人増
		7,000,000	8,300,000	13億円増

		22年度 (実績・予算)	26年度 (実績・予算)	対22年度増
保育所定員	受入児童数(円滑化1.1)	7,663	8,820	1,157人増
家庭的保育事業 (個人実施型)	保育ママ受入児童数	20	75	55人増
事業費(一般財源)	保育ママ受入児童数	7,000,000	8,000,000	10億円増
家庭的保育事業 (保育所実施型)	保育ママ受入児童数	0	75	75人増
幼稚園預かり保育	受入児童数	0	160	160人増
認証保育所	受入児童数	0	60	60人増
事業費(一般財源)		0	200,000	2億円増
	総計	7,000,000	8,200,000	12億円増

※運営費及び整備費のほかに国庫負担金・保育料等を含めた保育関係費は約110億円(平成22年度当初予算)

公立保育園民営化による経費・財源と効果イメージ



試算前提条件
公立保育園(定員120人)1園を移管(民設民営)により民営化した場合の運営費の比較を示したもの。

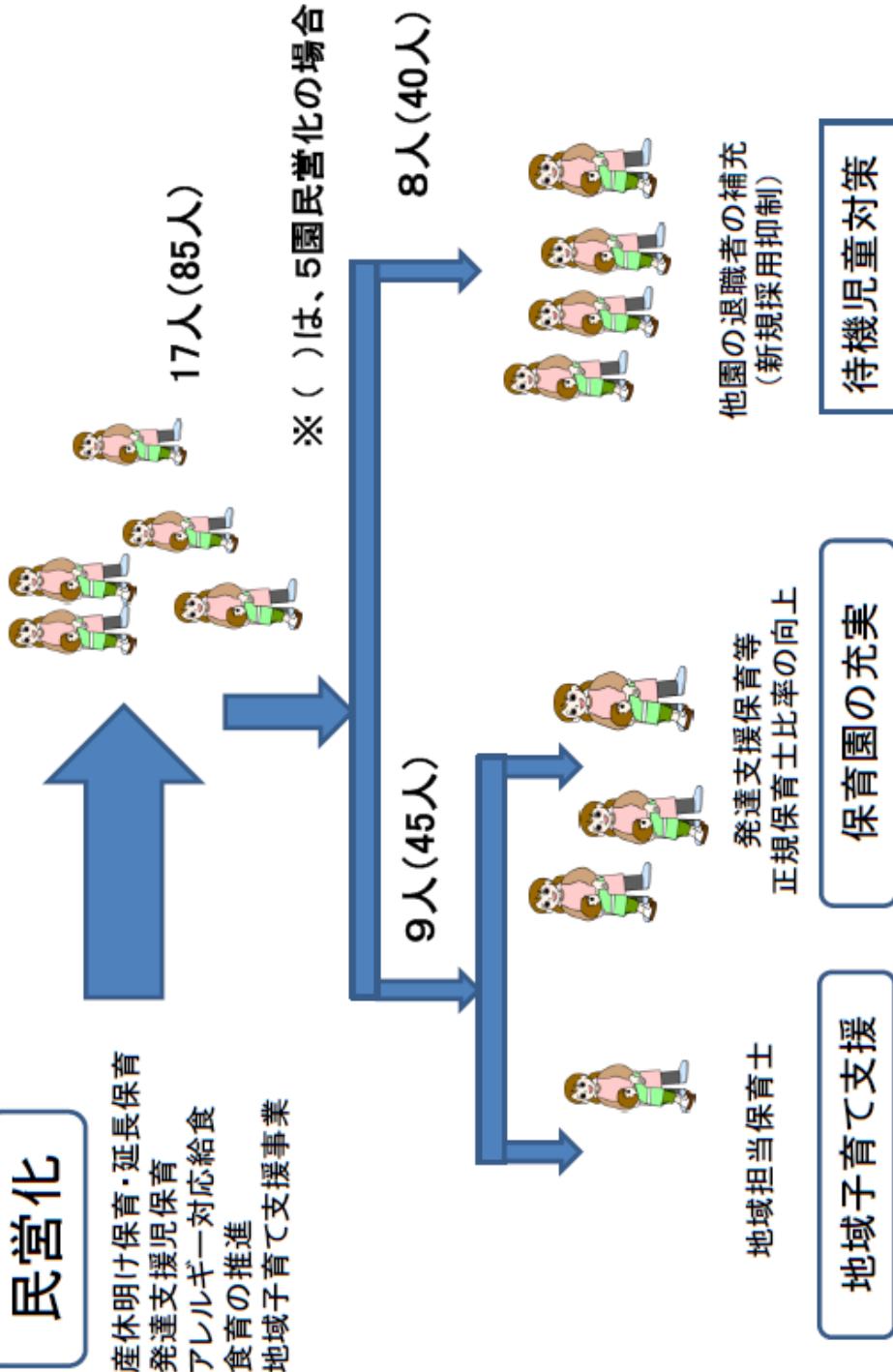
※1 公立保育園は、保育園配属職員の平均人件費+保育に要した費用(決算額)で試算。

※2 私立保育園は、公立保育園と同様の職員配置どし、委託料+私立保育所運営費補助金を基礎として試算。保育時間は13時間(7時～20時)とした。

※3 法人選定にあたる委員報償費。9,800円／1回。人数は新設保育所設置・運営法人へ選考委員会と同様とした(6人行政委員1人除く)。

※4 合同保育を3か月間行う費用。私立保育所運営費補助金に準じた単価で、園長・主任保育士・保育士6人・看護師・栄養士・調理員の11人で積算。

公立保育園民営化による保育士の再配置のイメージ



第11回委員会 資料5（抜粋）

船橋市立保育園の民営化に関する基本的考え方

1. 民営化の目的

民営化により捻出する財源を、待機児童への効率的な対応を図るために活用するほか、民営化する公立保育園の職員を、在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援や要保護・要支援児童の保護者への支援のため活用します。さらに、公立保育園における発達支援保育の充実や、緊急的一時保育の実施のために人材を投入します。

また、質の高い民間事業者の参入により、市全体の保育の質の向上を図るとともに、民間事業者の柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育サービスを展開し、利用者が満足する保育サービスを提供していきます。

2. 民営化の進め方

保護者の理解や協力を得ながら、円滑な移行を図るため、民営化に関する情報は積極的に提供するとともに、説明や意見を聞く機会を確保します。

民営化を進めるにあたっては、民営化を進めるうえでの基本的なルールや、移行期において、お預かりしているお子さんに配慮するための進め方などを定めた民営化ガイドラインを策定します。ガイドライン策定にあたっては、保護者や関係者の意見を十分お聞きしながら作成します。

3. 民営化の手法

民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し、市の施設を譲渡または貸し付け、私立保育園として運営する「移管方式」とします。

4. 設置・運営主体

認可保育所の設置・運営の経験がある社会福祉法人等とします。

5. 対象園の選定基準

民営化対象園の選定には、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視して、総合的な見地から判断して、市が決定します。

- ① 地域の公・私立保育園の設置状況
- ② 通園の利便性がよく、将来にわたって保育需要が見込めるここと
- ③ 民営化移行時に耐震整備や老朽化に伴う建て替え・改築・大規模修繕の必要がないこと

6. 民営化スケジュール

民営化にあたっては、2年間の準備期間を設け、平成25年4月から1園ずつ順次移行していきます。

民営化移行スケジュール(例)

民営化ガイドライン（案）

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、市が今後、公立保育所の民営化を進める際に、子どもたちへの影響に最大限配慮し、保護者の不安を解消することで、円滑な移行を図るとともに、良質な事業者の参入を促すために、基本的なルール・基準を定めることを目的とします。

2. 対象保育所の選定と公表時期

対象保育所の保護者や、新たに入所を申し込みされる保護者に配慮するため、民営化移行まで最低2年の期間を確保できるよう、対象保育所は、できる限り早い時期に決定し、公表します。

また、公表は対象保育所の保護者だけでなく、広く市民に行うこととし、公表後は、対象保育所の保護者に対して説明会を行います。

3. 設置・運営主体

認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。

4. 用地・建物等

- ① 用地 原則無償貸与とします。
- ② 建物 有償貸付もしくは無償譲渡とします。
- ③ 備品 原則無償で譲渡します。

5. 事業者の選定

(1) 事業者の募集

より優良な事業者を確保するために募集方法は公募によるものとします。

また、多くの優良な事業者を確保するため、公募の範囲は限定せず市内外から広く募集するとともに、2か月以上の応募期間を確保します。

(2) 選定組織

市民や有識者、保育現場関係者等を含めた選定委員会を設置します。

(3) 選定基準

公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。

選定にあたっては、以下の点を重視し、審査します。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 保育所保育指針を基本とするとともに、船橋市保育ガイドラインを参考に、子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を実施している事業者であること。

③ 多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。

④ 質の高い職員が確保されること。

⑤ 職員の人材育成や園運営に職員参加がなされていること。

⑥ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

(4) 職員配置

① 入所児童数に応じて、本市の配置基準に基づく保育士等を配置すること。

② 施設長、主任保育士等については、認可保育所において、一定年数以上の経験及び管理者としての能力を有すること。

③ 保育士は、一定年数以上の保育士経験を有する者が、常勤保育士の3分の1以上を占めること。

④ 対象となる公立保育所に勤務している正規職員以外の職員のうち希望するものの雇用を検討すること。

(5) 保育内容

① 産休明け保育（生後57日目からの保育）を実施すること。

② 延長保育（開所時間13時間以上）を実施すること。

③ 発達支援保育を行うこと。

④ アレルギー対応給食を実施すること。

⑤ 食育を推進すること。

⑥ 地域子育て支援事業を行うこと。

(6) 事業者の公表

対象園保護者や他園の保護者、新たに入所を申し込みられる保護者に配慮するため、公表から民営化移行まで最低1年3か月の期間を確保し、公表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行います。

6. 円滑な引き継ぎ

(1) 移行までの準備期間

移行のための準備期間は1年程度を確保し、保護者の意見に考慮しながら、移行計画を策定します。

(2) 三者による話し合いの場の設置

円滑な引き継ぎを行うために、事業者決定後、速やかに保護者、事業者、市の三者により協議を行う場を設けます。

(3) 事業者職員と市職員の交流・研修

事業者職員と市立保育園職員が円滑な移行への意識づくりを醸成し、保育の質を維持・向上させるための交流・研修の場を設けます。

(4) 合同保育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入れ替わることなどによる保育環境の変化により、子どもたちへの影響に最大限配慮する必要があります。そのために、子どもたちが新しい保育士に早く慣れ親しむことができるよう、一定の期間、市の職員と事業者職員が合同で保育を実施し

ます。その際には、個々の子どもの状況の把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行います。

合同保育の期間は、3か月程度を目安としますが、対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市が協議し、決定します。

7. 移行後の市の責任

(1) 移行後における三者による話し合いの場の継続

移行後についても保護者・事業者・市との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して設けます。保護者と事業者において問題が生じた場合には、市が解決に努めます。

(2) 移行後の保育内容の確認

市は、引き継ぎにおいて、三者により決定した事項を、事業者が確実に履行しているか定期的に確認します。

(3) 民営化園の評価と情報公開

市は、移行後における保育内容について保護者アンケート等を実施し、事業者の運営状況を評価します。

第11回委員会 資料9（抜粋）

新たな地域支援のあり方～（仮称）地域担当保育士の役割～

1.（仮称）地域担当保育士の役割

拠点保育園に（仮）地域担当保育士等を配置し、地域における子育て支援の充実を図るとともに、個別支援を実施する。公立保育園の支援の対象を、在園者から広く地域の子育て家庭に広げる。
なお、（仮）地域担当保育士等は、他園においても地域支援を行う。

（1）地域支援

園庭開放、育児講座や育児相談のほか、新たに、保育園の「就学前の各年齢の子どもがいる」「栄養士・看護師がいる」という特性を利用した保育体験を行う。

（2）健康診査会場での子育て支援

健康診査会場の巡回や相談を通して、子どもとの接し方や遊び方について支援するとともに、接し方が不適切又は心配な親子に対しては、子育て支援施策（家庭児童相談室・母子保健等を含む施設の利用・相談・指導・訪問）につなげる。

（3）要支援者支援

保育園に入所している要支援者や、健康診査会場等で支援が必要であると判断された在宅家庭に対して、地域担当保育士等が必要に応じて家庭訪問し、子育てに関する指導、助言等を行う。その際、保育体験を通した指導や、場合によっては緊急の一時保育の利用を促進する。

（4）地域のニーズに応じた出張相談・育児講座

地域のニーズに対応し、地区社協の子育てサロン等への出張相談や出張育児講座等を行う。

2.（仮称）地域担当保育士の業務

項目		回数・頻度
(1) 地域支援	園庭開放※	各園週1回程度開催
	育児相談	開所日は毎日実施
	育児講座※	各園隔月で開催
(2) 健康診査会場での子育て支援		1歳6か月児健康診査（H21・年87回実施）に出張 状況に応じて関わり先を増やしていく
(3) 要支援者支援		必要に応じて訪問や保育体験等を実施
(4) 地域のニーズに応じた出張相談・育児講座		地域のニーズに応じて子育てサロン等に出張
(5) その他	地域NW	必要に応じて参加

※ 地域内の公立保育園にも（仮称）地域担当保育士等が出張して実施

3. 実施のプロセス

年度	項目
23 年度	<ul style="list-style-type: none">・拠点保育園（5 園）を決定し、耐震対策等に伴い、順次、施設整備・地域担当保育士の業務の検討及び関係課との調整・公立保育園保育士に対し、地域支援に関する研修を開始（継続的に実施）・（仮称）地域子育て支援ネットワークの研究
24 年度	<ul style="list-style-type: none">・（仮称）地域子育て支援ネットワークの構築を順次行う
25 年度	<ul style="list-style-type: none">・民営化 1 園実施・拠点保育園 1 園に（仮称）地域担当保育士を配置
26 年度～	<ul style="list-style-type: none">・民営化 1 園実施ごとに、拠点保育園 1 園に（仮称）地域担当保育士を配置

第12回委員会 資料2

市民意見に対する市の考え方(地域子育て支援、連携に関する指摘事項)

		市民意見	市の考え方
地域子育て支援	家庭での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭での乳児子育て」について考えることが「乳児の保育」について考えることになる。 人それぞれ求めているものは違っているので、家庭保育する母親の調査を行い、各家庭に合った保育環境を提案して市民に「選択」できる状態にすれば、需要を分散できるのではないか。 行政が家庭育児をしている母親のストレスと要望をきめ細かく聞きとり、地域の人々（子育てを終了した世代や学生）と手助けをしてほしい人々を安い料金で結びつける仲介役をする。 	多様な子育てニーズの把握に努めながら、家庭での子育ての支援を含めた、地域子育て支援を研究します。
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園や公民館等公的施設の改修の時に、子育て支援センターを併設し、一時保育を行ってほしい。 公立保育園を地域の子育て支援の拠点となれるよう人に配置し、子育て支援センターを併設してほしい。 小学校の空き教室を子育て支援センターに利用してほしい。小学校への移行もスムーズになる。数も多い。（小学校区内に「乳児遊び館」を作る。） 子育て支援センターや児童ホームは歩いて（ベビーカーで）行ける範囲にないと利用しづらい。 	地域子育て支援策の一つとして、他の子育て支援施設における子育て支援センター的な機能の充実について研究します。
	その他	<p>一時保育をスムーズに受けてくれる施設が必要。また、保育ママのようなおばあちゃん世代にも頑張ってもらいたい。</p> <p>銭湯に保健師を置いて、乳児を持つ母親を呼んではどうか。身体測定などの間に、母親達はゆっくり入浴しては？地域のおばあちゃんやおじいちゃんと顔見知りになれば昔の銭湯のように、行政でできないフォローができる“地域”ができるのではないか。</p>	公立保育園での緊急的一時保育の実施を検討していきます。
	身近な相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 気軽にに入る場所、人、雰囲気。人見知りする母親でもリフレッシュしたい時や、困った時にすぐ相談に飛びこめるような場所が近くにほしい。 お母さん同士が交流する場がほしい。「気軽に話せて、子どもを安全に遊ばせて、お茶の一杯でも飲めて」のような、入って行きやすい所があればいいと思う。 <p>・障害を持ったお子さんのいる方は、家の中で母と子どもだけで過ごしている方が多い。そういう人達の場所もたくさん確保したいので親の意見をたくさん吸い上げてほしい。</p> <p>・健診、相談、教室など、行政側が地域に出て行き動を進める。</p> <p>・未就園児の中で、子育てで悩んでいてなかなか外に出ていけないという親も多い。船橋市には保育園に通っている子ども達だけではなくて、その周りにもたくさんの子ども達がいることを念頭に置いてほしい。</p>	保健師を始めとして、公的な専門職や地域の子育て支援団体等でネットワークを構築し、多様な子育てニーズに応えていきます。

		市民意見	市の考え方
地域子育て支援	身近な相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園では月1回園開放があり、園の前に情報は貼ってあるが、未就園児やもっと小さい公園デビュー前の子等はなかなかそこまで足を運べない。働く前にそういう所へ行けたらよい。今は携帯を持っている人が多いから情報を流せばいいと思う。 出向いて利用できない人向けに携帯やメールなどを使った支援(子育て支援施設の情報等を掲載したり、相談を受けたり)ができるのか? (他市の例:子育て支援館のホームページで、メールなどで専門委員と相談できる) 	(仮称) 地域子育て支援ネットワークを通した情報収集を検討し、また、情報発信方法やメールを使った相談方法についても研究します。
	保人材の確保	保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師などの専門職種が子育て等のために退職せざるを得ない場合、ファミサポなどの案内冊子を配布しておき存在を知らせておくと、将来的な人材確保になると思う。	人材確保の一つの方法として、研究します。
子育て支援施設の連携	府内連携	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設(保育園・支援センター・児童ホーム)でよりよいサービスが受けられるように専門職のネットワーク作り。栄養士・保健師・心理士等の専門家とのタイアップの機会がまだ少ない。この連携が地域の親子のニーズに応えていくために必要。 ベテランの公立の保育士が子どもの変化を敏感にキャッチし保護者に発信していくことを、家庭児童相談室と連携して行えば、コストをかけなくても、今あるものでできるのではないか。 	保健師を始めとして、公的な専門職が連携するとともに、地域の子育て支援団体等や行政でネットワークを構築し、多様な子育てニーズに応えていきます。 また、保育士の地域への出張相談を研究します。
子育て支援施設の連携	子育て支援ネットワーク	公立、私立、認可外、幼稚園が地域で繋がって交流をはかれると子どもたちにも刺激になっていいのでは?各園で行っている保育のメリットを共有していければ、職員間でも勉強になるのではなか?	市内の保育関係施設が連携した協議会を作り、研修や交流を図っていく予定です。
		<ul style="list-style-type: none"> 外に出てこない母子への支援を強化するためには、保健師や民生児童委員の連携を強化し、地域の母子状況の把握をする。 地区社協でボランティアが行っている子育てサロンに保健師、栄養士、保育士、心理士などが加わって、回数も頻繁に行えるようになるといい。行政との連携をとりたい。 	保健師を始めとして、公的な専門職や地域の子育て支援団体等でネットワークを構築し、多様な子育てニーズに応えていきます。 また、保育士の地域への出張相談を研究します。
		未就学児、それ以上と区切らず、小学校・中学校とも連携してできないか。	上記に加え、教育委員会とも連携を図ります。

市民意見に対する市の考え方（公立保育園民営化に関する配慮事項）

		市民意見	市の考え方
事前のプロセス	情報提供と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> 全ての公立園を民営化するのか。 公立保育園在籍児童の親には当事者として市から直接情報開示があるべき。 民営化の話が進んでいるのであれば、具体的なスケジュールを明かしてほしい。 他の自治体の成功・失敗例を十分検討すべき、説明が全くないのが不満。 良い例の自治体や園名を公表してほしい。 メリット、デメリット両方の説明（デメリットへの対応をしっかり説明してほしい）。 コストに関して、具体的に数字を示してどのくらい浮くのか等、誰もが納得いくように説明してほしい。 志を持って長年経営している私立保育園と利益のために参入してくる企業は全く別物。そこを市が保護者に説明するべき。 親たちの心配ごとをきちんと受け止め、市と親たちで話し合い、お互いの理解を得て進めてほしい。 当事者に事前の通知と、当事者からの意見の吸い上げが行われなくてはいけない。 	<p>そのようなことはありません。</p> <p>民営化実施については、スケジュールの一例を保育のあり方検討委員会で資料として公表しています。</p> <p>今後、実施計画やガイドラインを作成していく過程で、より詳細な説明をさせていただきます。また、対象園公表後は、保護者の方々に向けて遂次情報をお知らせします。</p> <p>民営化ガイドライン作成時には(仮)配慮事項検討委員会で保育園利用中の保護者のご意見を伺います。</p> <p>対象園公表後は、対象園保護者の方々を含めて(仮)事業者選定委員会や(仮)三者協議会を行い、事業者の選定から移行期・移行後の事柄について決定していきます。</p>
		の定期公表選定時期	対象園選定
運営主体	事業者の公募・選定	<ul style="list-style-type: none"> 企業が営利目的で参入し、経営不振になればすぐに撤退してしまうのでは困る。 公立保育園の保育内容を維持できない民間企業への委託はあり得ない。 保育園運営経験のある社会福祉法人に限定（営利目的の株式の参入は認めない）。 企業は利益の追求団体であるので、何で儲けようと考えているかしっかりと把握することが必要。チェックする審査システムが不可欠。 ビジネスではなくサポートしてくれる企業（経営状態が安定していて企業理念が社会活動に積極的である）に受けてほしい。 民営化を決めてから法人を選ぶのではなく、今の公立の理念を理解して、引き継いでくれる法人が現れた時に委託をするという形ができるといいのではないか。 自分たちのやり方を押し付ける法人ではなく、現在の利用者の思いや目線を大事にしてくれる法人に任せたい。 市場で競争に負けないよう、常に最善のサービスを考えることができる優れた法人を選定してほしい。 	<p>対象園保護者の方々を含めて(仮)事業者選定委員会を設置して、基準等の詳細を決めていく予定です。</p> <p>設置・運営主体は認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。より優良な事業者を確保するために募集方法は公募によるものとします。</p> <p>また、多くの優良な事業者を確保するため、公募の範囲は限定せず広く募集するとともに、2カ月以上の応募期間を確保します。</p> <p>公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。</p>

		市民意見	市の考え方
運営主体	選定組織	<ul style="list-style-type: none"> ・現保護者を交えて、綿密に審議させてほしい。 ・公立・私立両方に通ったことのある保護者や認可外を利用したことのある保護者も入れるべき。 ・当事者を交え、十分な検討・準備期間を設けるべき。 	保護者や有識者、保育現場関係者等を含めた（仮）事業者選定委員会を設置します。
定事業者(給食の選)		<ul style="list-style-type: none"> ・給食は園内で手作りした暖かい食事、おやつを食べさせてあげたい。 ・アレルギー児対応（除去食）をするように。 ・食べ物への臨機応変な対応（宗教上の理由での特定の物の除去等）をしてほしい。 	保育内容として、アレルギー対応給食の実施や食育を推進します。
事業者の選定(保育料)	事業者の選定(保育料)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の考えで保育方針が決まり、サービスにより料金が設定されるようなシステムでは困る。 ・すべてがお金で計算され、負担によって子どもごとに保育に差が出るのはよくない。 ・家庭の経済力によって受けられる保育に差が出ないようにしてほしい。 ・値上げがないように（時間外も含め、また保育料以外の諸費用がかからないように）。 ・保育料金の算定基準が明確である。 ・布団の無料貸与（乾燥代含む）。 ・制服に費用がかからないこと。 ・兄弟で入園している場合の減免措置がなくなるのではないかと不安。 ・保育園が利益追求の場になってしまわないようにしてほしい。 	保育料はお子さんの年齢と保護者の前年分の所得税額等によって決定され、公立・私立ともに同額です。ただし、私立では園により制服や教材、時間外保育などに実費がかかることがあります。 保護者や有識者、保育現場関係者等を含めた（仮）事業者選定委員会を設置し検討をします。
事業者の選定(障害児)	事業者の選定(障害児)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受入れは、今の公立保育園と同じような体制を確保してほしい。 ・現場に療育のプロが常駐し、発達支援センターとも連携。保育士も知識を持つよう市が援助する。 	公立保育園と同様の保育内容として、発達支援保育を行うこととします。
事業者の選定(職員配置)	事業者の選定(職員配置)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、栄養士の配置。 ・民営化における保育の継続性の確保のために、非常勤保育士の継続採用をすること。 ・コスト優先で保育スタッフの待遇が悪くなり、定着率が低下しないか心配。保育従事者の安定、子ども達の安定につながる。 ・経験のある保育士と、若い保育士が一緒に仕事をするのが理想なので、バランスよく配置する。 ・保育士の児童1人当たりの配置基準を、国に基づきより上回ってほしい。 	入所児童数に応じて、公立保育園と同様の保育士等を配置することとします。 施設長・主任保育士等については、認可保育所において、一定年数以上の経験及び管理者としての能力を有することとします。 保育士は一定年数以上の保育士経験を有する者が、常勤保育士の3分の1以上を占めることとします。 対象となる公立保育所に勤務している正規職員以外の職員のうち、希望する者の雇用を促します。

		市民意見	市の考え方
運営主体	事業者の選定（保育内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスに対してオプションの幼児教育や発表会などを望まない。 ・子どもへの手や目のかかけかた（例：着替えの回数等）を現状維持してほしい。 ・意図的な事故や虐待がないようにしてほしい。 ・緊急時の対応（特に時間外保育の延長など）をしてほしい。 ・TV保育はしないでほしい、外遊び重視。 ・食育をしてほしい。 ・送迎時間を限定する念書は取らないでほしい。 ・おむつが取れていなくても入園可能にしてもらわないと困る。 ・入所条件は公立と同じであること。 ・詰め込み保育はやめてほしい。 ・虐待等の保護で、預かる体制の整備。 ・虐待の発見、通報をきちんとする。 ・園の方針に合わない場合転園になるのか。 ・時間外の時間は維持してほしい（土曜日の保育時間含む）。 ・今までの保育ではできなかったこと（運動教室や絵画教室など）を取り入れてほしい。 	<p>公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。</p> <p>選定にあたっては、児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること、保育所保育指針を基本とするとともに、船橋市保育ガイドラインを参考に、子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を実施している事業者であることとします。</p> <p>また、多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施する事業者とします。</p>
事業者の選定（その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が増え保育所が売り手市場となり、保育料の高騰や児童数を多く受け入れ質の低下が懸念される。 ・保育室の衛生管理の徹底。 ・子どもの安全性（建物の安全性、セキュリティ対策）を守ってくれること。 ・園に負担がかかると思われる児童の受け入れ拒否は公平性がなくなるから、個別の基準は作らないでほしい。 ・園名や建物デザインなど公立保育園時代のイメージの維持をしてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と園の直接契約になると、保護者個人にかかる負担が多くなるのが不安。 ・入園決定に市の介入がなくなるのか。 	<p>公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。選定にあたっては、児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること、保育所保育指針を基本とするとともに、船橋市保育ガイドラインを参考に、子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を実施している事業者であることとします。</p>	<p>入所決定に関しては、これまで通り市が責任を持って行っています。</p>
質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持のために、船橋市独自のガイドラインを制定する。 ・成功事例をよく検証し、船橋独自の委託ルール（ルール違反の際のペナルティを含む）を作る。 ・国の基準よりも高い基準を、船橋市は設けてほしい。 	<p>民営化ガイドライン作成時には(仮)配慮事項検討委員会で保育園利用中の保護者のご意見を伺います。</p>	

		市民意見	市の考え方
円滑な移行・引き継ぎ	円滑な引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の異動がなだらかにおこなわれるよう（急激な入れ替えがないことを）確約してほしい。 ・保育士の引き継ぎ期間は1年以上かけること。 ・民営化する場合は、子どもへの負担がないように段階的に行ってほしい。 ・保護者組織の維持が必要である。 ・入園後に民営化を知らされだまされた気分。5年は期間を据え置いてほしい。 	<p>移行のための準備期間は1年程度を確保し、保護者の意見を伺いながら、移行計画を策定します。円滑な引き継ぎを行うために、事業者決定後すみやかに保護者・事業者・市の三者により協議を行う（仮）三者協議会を設けます。移行の際には、保育士などの職員が入れ替わることなどによる保育環境の変化により、子どもたちへの影響に最大限配慮する必要があるため、子どもたちが新しい保育士に早く慣れ親しむことができるよう、一定の期間、市の職員と事業者職員が合同で保育を実施します。その際には個々の子どもの状況の把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行います。</p>
	移行後の市の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の転勤がない私立園では、保育の質に差が出ることは必然で、公・民での人材交流が必要。 ・市・保育園・保護者との定期ミーティングを5年間にわたり、継続していくことを保障してもらいたい。 ・市が監督責任を継続して持ち、関わりを持てるような仕組みを作るべき。 ・市がきちんと管理し、苦情などがあったときには園を指導し改善する体制も必要。 ・トラブル発生時にきちんと園に対応してもらえるか。自治体の介入を明記しておいてほしい。 ・事故が起きたときなど、最終的な責任は市が負ってほしい。 ・市は法人の経営努力の意欲を削がない程度に破たんリスクを引き受けてもらいたい。 ・市が当該法人に出資することも検討の価値がある。 ・委託先に市が適切な補助をして、労働条件や保育条件を整備することが大事。 ・継続雇用の確保に民営化後の園がインセンティブを感じられるような施策が望まれる。 ・民営化園の保育士の待遇確保。 ・委託先が万が一倒産した場合にも、休園や閉園にならないようない市が保険をかけてほしい。 ・保育に対する市としての基本的なあり方を示し、しっかりとした規律の元で運営してほしい。 	<p>保育の質を維持・向上させるための交流・研修の場を設けます。</p> <p>移行後についても保護者・事業者・市の三者により協議を行う（仮）三者協議会で、定期的な話し合いの場を当分の間継続して設けます。</p> <p>保護者と事業者において問題が生じた場合には、市が解決に努めます。</p> <p>市は引き継ぎにおいて三者により決定した事項を、事業者が確實に履行しているか定期的に確認します。</p> <p>市は移行後における保育内容について保護者アンケート等を実施し、事業者の運営状況を評価します。</p> <p>公立保育園の保育水準を満たすよう、運営費補助金の拡充を検討します。</p>

		市民意見	市の考え方
円滑な移行・引き継ぎの責任 の移行後 の市	他の私立保育園より、市との関係を密にしてほしい。	(同上)	
	・民間にすべてを丸投げせず、最後まで責任を持ってほしい。 ・事後評価は第三者的機関が行うべき。		
その他	民営化への移管時でも継続して保育園に通えるのか。	継続して登園できます。	

船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえ、これから船橋市の保育のあるべき姿について検討することを目的として設置する船橋市保育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 今後の船橋市の保育のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保護者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、会長より付議された事項について、調査及び検討し、その結果を会長に報告する。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部保育計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

船橋市保育のあり方検討委員会委員名簿

区分		氏名	備考
1号委員	有識者	森田明美	会長
		菊池馨実	
		中原美恵	副会長
		飯島誠一	
2号委員	子育て支援関係者	田中衛	
		生田邦彦	
		鈴木淑子	
		上杉美代子	
		柴田炤夫	
		石井加代子	
		木野内由美子	
		佐藤美保子	
		黄木祥久子	
3号委員	保護者	小関尚子	
		大岩弘己	

船橋市保育のあり方検討委員会 議事一覧（全13回）

	開催日	議事
第1回	平成22年 4月15日	1. 会長・副会長の選任 2. 会議公開に関する事項 3. 会議運営等について ①船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱について ②今後の予定について 4. 意見交換
第2回	5月 6日	1. 保育制度等について 2. 公立・私立保育園、幼稚園、認可外保育施設の現状 3. 意見交換
第3回	5月20日	1. 資料説明 2. 委員より現状報告 3. 現代の保育の動向について 4. 意見交換
第4回	6月 3日	1. 資料説明 2. 現代の保育の動向について ①会長補足説明 ②1号委員の意見 3. 討議の柱立てについて 4. 意見交換 ①保育所待機児への効率的な対応 ②在宅親子への支援のあり方
第5回	6月17日	1. 資料説明 2. 意見交換 ①要保護児童・家庭への地域支援体制 ②保育施設等の役割分担と連携
第6回	7月 1日	1. 資料説明 2. 意見交換 ①保育所の環境整備と質の担保 ②総括 3. 事務局の3つの論点について 4. 一次報告について
第7回	7月15日	1. 資料説明 2. 一次報告について
第8回	8月12日	1. 一次報告について
第9回	9月30日	1. 一次報告書に対する市民意見について ①意見募集の結果報告 ②車座ミーティングの結果報告 2. 一次報告書に対する市の考え方
第10回	10月14日	1. 一次報告書に対する市の考え方について 2. 今後の論点について 3. 部会の設置について
第11回	10月21日	1. 船橋市立保育所民営化に対する考え方等 2. 新たな地域支援のあり方～（仮称）地域担当保育士の役割 3. 今後の予定
第12回	11月 4日	1. 資料説明 2. 提言に向けての論点 3. （仮称）配慮事項検討委員会について
第13回	11月18日	1. 提言について